

令和7年 第3回

甲斐市農業委員会議事録

令和7年3月28日

- 1 日 時 令和7年3月28日（金） 午後3時00分～
- 2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室
- 3 日 程
- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
報告第7号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
報告第8号 令和6年農地賃借料情報の件
議案第8号 農地法第3の規定による許可申請の件
議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件
議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件（農地中間管理事業）
議案第12号 令和7年度甲斐市農繁期労働賃金標準額の件
議案第13号 甲斐農業振興地域整備計画の変更の件
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事録署名委員 8番 輿石委員、 9番 岡田委員
- 6 職務のために会議に出席した者の職氏名
農業委員会事務局長 小宮山 佳浩
農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之
農業委員会事務局庶務係 河野 慎
- 7 閉会： 午後4時00分

<p>【事務局長】</p> <p>【議長】</p>	<p>それでは、第3回農業委員会総会を始めさせていただきます。 会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお願ひします。</p> <p>(会長のあいさつ)</p> <p>本日の出席委員は「19 人」です。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。</p>
<p>(日程第1 議事録署名委員の指名)</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名人は、「8番 興石委員 と 9番 岡田委員」を指名致します。</p>
<p>(日程第2 会期の決定)</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第2「会期の決定」を致します。 本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますがご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議がありませんので、本日1日と決定します。</p>
<p>(日程第3 議事)</p> <p>(報告第5号)</p> <p>【議長】</p>	<p>それでは議事に移ります。 「報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件」を上程致します。</p> <p>事務局に 番号1番 の説明を求めます。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>はい、議長 資料1ページをお願いします。 農地法施行令第3条第1項の規定により転用の届出がありました。 甲斐市農業委員会 事務専決規程 第3条により専決処分をしましたので報告します。</p> <p>番号1番 地図公図は1ページ、2ページになります。</p>

●●番地ほか1筆、合計面積 179.54 m²を●●の●●さんが駐車場にするための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第6号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件」
を上程致します。

事務局に 番号1番 から 5番 の説明を求める。

【事務局】

はい、議長

資料2ページをお願いします。

農地法施行令 第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会 事務専決規定 第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号1番 地図公図は3ページ、4ページになります。

●●番地、面積 41 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに使用貸借により共同住宅建築のための届出が出ています。隣接の宅地と一体で開発します。この土地はすでに宅地の一部として使用されていましたので経過理由書を添付したうえで追認案件となります。

続きまして

番号2番 地図公図は5ページ、6ページになります。

●●番地、面積 488 m²を●●の●●さんから●●の●●に、賃貸借によりレンタル倉庫にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号3番 地図公図は7ページ、8ページになります。

●●番地、面積 180 m²を●●の●●さんから●●の●●に、所有権移転により宅地分譲1区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして

資料 3 ページをお願いします。

番号 4 番 地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

●●番地ほか 2 筆、合計面積 873 m²を●●の●●さんから●●の●●に、賃貸借により資材置場にするための一時転用の届出が出ています。

続きまして

番号 5 番 地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

●●番地、面積 478 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに、所有権移転により個人住宅建築のための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議事に移ります。

(報告第 7 号)

【議長】

報告第 7 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 3 番から 7 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 4 ページをお願いいたします。

農地法第 18 条は利用権や耕作権等の解約に係る条文になります。

番号 3 番、地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

●●番地ほか 2 筆、合計面積 2304 m²。貸人が●●の●●さん、借り人が●●の●●さんです。解約届出日は令和 7 年 2 月 17 日です。

令和 6 年 1 月 1 日から 7 年間、利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

この案件は、この後の議案第 10 号の番号 9 番の案件と同一土地となります。

続きまして

番号 4 番、地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

●●番地ほか2筆、合計面積 3604 m²。貸人が●●の●●さん、借り人が●●の●●さんです。解約届出日は令和7年2月17 日です。

令和 6 年 1 月 1 日から 7 年間、利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

この案件は、この後の議案第 10 号の番号10 番の案件と同一土地となります。

続きまして

番号 5 番、地図公図は 17 ページ、18 ページになります。

●●番地ほか2筆、合計面積 1044 m²。貸人が●●の●●さん、借り人が●●の●●さんです。解約届出日は令和7年2月18日です。

令和 4 年 5 月 1 日から 5 年間、利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

この案件は、この後の議案第 10 号の番号11 番の案件と同一土地となります。

続きまして

資料 5 ページをお願いいたします。

番号 6 番、地図公図は 19 ページ、20 ページになります。

●●番地、面積 263 m²。貸人が●●の●●さん、借り人が●●の●●さんです。解約届出日は令和7年 2 月 25 日です。

令和 4 年 7 月 1 日から 10 年間、利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

この案件は、この後の議案第 11 号の番号 4 番の案件と同一土地となります。

続きまして

番号 7 番、地図公図は 21 ページ、22 ページになります。

●●番地ほか3筆、合計面積 1181 m²。貸人が●●の●●さん、借り人が●●の●●さんです。解約届出日は令和7年 2 月 25 日です。

平成 29 年 3 月 31 日から 20 年間、利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

この案件は、この後の議案第 11 号の番号 5 番の案件と同一土地となります

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議事に移ります。

(報告第8号)

【議長】

報告第8号令和6年農地賃借料情報の件を上程致します。

事務局に説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

報告第8号、令和6年 農地賃借料情報の件について報告をさせていただきます。

お手元の資料6ページ 令和6年 農地賃借料情報の件をご覧ください。

令和6年1月から12月までの1年間における利用権設定の賃借料を取りまとめましたので資料に沿って報告します。

なお、今回集計したデータには、賃料が無償のものは含まれておりません。

水稻、5件、10a当りの平均額 11,631円、普通畑(野菜等)13件、12,195円、樹園地(果樹)14件、10,824円、樹園地(その他)4件、24,256円でした。

単年のみのデータでは情報が不足することもありますので、令和2年から5年間分の賃借料も提示しておりますので、併せて報告します。

水稻、27件、平均額 9,831円、普通畑(野菜等)121件、9,505円、樹園地(果樹)50件、13,323円、樹園地(その他)10件、14,607円でした。

以上で報告を終わります。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

次の議案に移ります。

(議案第8号)

【議長】

議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号5番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料7ページをお願いします。

番号5番、地図公図は23ページから26ページになります。

●●番地ほか3筆、合計面積1446m²を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で水稻と野菜の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、耕運機、田植機、ハーベスター等です。

モニターの写真は●●番地の南側からと●●番地の南側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

はい、●●です。

3月19日、●●、●●推進委員と現地調査をいたしました。

●●番地についてですが、兄から譲受け、稲の苗も農協に注文してあり、水稻を栽培することになります。今後、田の管理もなされるため、荒地になることも防げると思われます。

次に、●●番地についてですが、この土地も兄から譲受け、今は野菜が栽培されておりますが、今後も栽培を継続することであり、問題はないと思われますのでよろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

本件は田んぼと畑を兄弟間で受け渡しをするのもで、譲受人となる弟さんはこれから農業をしっかりとやっていこうとする意志があるようあります。

田んぼには今年から48号を植え付ける予定で、畑には野菜や栗、梅などを作付けるようであり、農機具についても一通りそろっているようですの

で、問題ないと考えております。

以上です。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号5番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号6番 の説明を求めます。

【事務局】 はい議長

番号6番、地図公図は27ページ、28ページになります。

●●ほか1筆、合計面積600m²を●●の●●さんから●●の●●さんに無償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、耕運機です。

モニターの写真は南東側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●●委員 お願いします。

【●●委員】 はい、●●です。

19日、●●、●●推進委員、事務局と現地調査を行いました。

この案件は、親の土地を同居している娘さんに譲り渡すというもので、生前贈与のような形となります。特段問題はないかと思われます。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です

19日に事務局、●●、●●委員と現地調査を行いました。

申請書の自宅は、私の自宅の道向かいなのですが、譲受人の●●さんは田んぼや畑をよくやっている方でありますので、譲受けた農地が荒れることはないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 6 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 7 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号 7 番、地図公図は 29 ページ、30 ページになります。

●●番地ほか1筆、合計面積 835 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械については耕運機、草刈り機等です。

モニターの写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告ですが、私の担当地区になりますので報告します。

本申請地は、周囲を住宅地等に囲まれているような立地ですが、特段問題はないかと思われます。

次に ●●推進委員 に意見を求める。

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です。

現地調査日は都合が悪かったため、後日現地を確認いたしました。

いま会長がおっしゃったように、周囲を住宅に囲まれておりますが、日当たりは良好であり、野菜等耕作を行うには問題がないと思われます。

また、譲受人が●●在住とのことです、休日に農作業を行い、譲渡人が義理の父にあたり平日は譲渡人が管理を行うことありますので、問題はないと思われます。

以上ご審議をよろしくお願ひします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 7 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第9号)

【議長】 議案第 9 号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 3 番の説明を求める。

【事務局】

はい、議長

資料 8 ページをお願いします。

番号 3 番、地図公図は 31 ページ、32 ページになります。

●●番地、面積 644 m²を●●の●●さんから●●の●●に所有権移転により建売分譲2区画にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する区域内の第 3 種農地です。

1区画の面積は 269 m²から 364 m²で、建築予定面積は 65.92 m²の2階建て、汚水については合併浄化槽で処理し南側の道路側溝に放流、雨水についても南側道路側溝に放流する計画です。

資金証明、事業計画書、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●●委員 お願いします。

【●●委員】

はい、●●です。

19 日に、事務局、●●、推進委員と現地調査を行いました。

申請地は3種農地であり、市街化調整区域ではありますが、●●から 60m 以内の規制緩和区域であります。

目的は、2 区画の分譲となります。区画を画面の画像でいうと前後に分割する形となりますので、右側に専用の侵入路を設けての分譲となります。

汚水は、合併浄化槽、雨水は浸透樹で浸透させ、超過分は隣接側溝に

排出するとのことであり、排水についての同意書も添付されておりますので、問題はないかと思われます。

以上ご審議をよろしくお願ひします。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です。

3月 19 日に●●、●●、●●委員、事務局と共に現地調査を行いました。

該当農地につきましては、市街化調整区域内ではありますが、住宅等が連担する3種農地であり、今回は2区画の建売分譲とするとの申請であります。汚水につきましては合併浄化槽、雨水については浸透樹での処理し超過分につきましては隣接道路側溝に放流する計画となっており、特に問題はないかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 3 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

次の議案に移ります。

(議案第 10 号)

【議長】 議案第 10 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

番号 12 番の件が、2番 ●●委員に関係する案件ですので、●●委員にはしばらくの間、退席をお願い致します。

(●●委員、退席)

それでは、事務局に 番号8番 から 番号 17 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 9 ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定です。

番号8番、地図公図は33ページ、34ページになります。

●●番地、面積 5600 m²を●●の●●が●●の●●に畑を15年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

ぶどうの栽培を予定しています。賃借料は10a当たり●●円です。

続きまして

番号9番、地図公図はページを戻っていただきまして13ページ、14ページになります。

●●番地ほか2筆、合計面積 2304 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を5年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

野菜の栽培を予定しています。賃借料は●●です。

続きまして

番号10番、地図公図は15ページ、16ページになります。

●●番地ほか2筆、合計面積 3604 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田と畑を5年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

水稻の栽培を予定しています。賃借料は●●です。

続きまして

資料10ページをお願いします。

番号11番、地図公図は17ページ、18ページになります。

●●番地ほか2筆、合計面積 1044 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を5年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

水稻の栽培を予定しています。賃借料は10a当たり●●円です。

続きまして

番号12番、地図公図はページが少し飛びまして35ページから37ページになります。

●●番地ほか2筆、合計面積 2824 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を5年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

野菜の栽培を予定しています。賃借料は10a当たり●●円です。

続きまして

番号13番、地図公図は38ページ、39ページになります。

●●番地、面積 1035 m²を●●の●●さんが●●の●●に田を1年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き畑として利用し、野菜の栽培を予定しています。賃借料は●●です。

続きまして

資料 11 ページをお願いします。

番号 14 番、地図公図は 40 ページ、41 ページになります。

●●番地、面積 1896 m²を●●の●●さんが●●の●●に田を3年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き畑として利用し、野菜の栽培を予定しています。賃借料は 10a 当たり●●円です。

続きまして

番号 15 番、地図公図は 42 ページ、43 ページになります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 1286 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑と田を2年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き野菜の栽培を予定しています。賃借料は 10a 当たり●●円です。

続きまして

番号 16 番、地図公図は 44 ページ、45 ページになります。

●●番地、面積 598 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を3年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き野菜の栽培を予定しています。賃借料は●●です。

続きまして

資料 12 ページをお願いします。

番号 17 番、地図公図は 46 ページ、47 ページになります。

●●番地、面積 608 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を5年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き野菜の栽培を予定しています。賃借料は 10a 当たり●●円です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。

質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

13 番と 14 番の借手となっている●●とはどのような法人なのか。

【事務局】 ●●については、更生施設を運営している法人であり、その施設の入所者の行う作業として農業を取り入れており、そのために農地を借りております。

【議長】 その他、ご質問等ございますか。

質問がないようですので、番号4番から8番を承認することに決定致します。

それでは、●●委員の入室を認めます。

(●●委員、入室)

●●委員にご報告致します。番号 12 番は承認することに決定されましたので、お知らせ致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 11 号)

【議長】 議案第 11 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるものを上程致します。

事務局に利用権設定の番号 2 番から 6 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 13 ページをお願いします。農地中間管理機構を利用した利用権設定です

番号2番、地図公図は 48 ページ、49 ページになります。

●●番地ほか1筆、合計面積 691 m²を●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業振興公社に田を3年8か月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。賃料は●●です。

公社の配分予定者は●●の●●さんで、水稻の栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農用地利用集積等促進計画に基づき令和7年 5 月 1 日から3年8か月間貸し付ける計画となっています。

続きまして

番号 3 番、地図公図は 50 ページ、51 ページになります。

●●番地、面積 1327 m²を●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業

振興公社に田を8か月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。賃料は●●です。

公社の配分予定者は●●の●●さんで、水稻の栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農用地利用集積等促進計画に基づき令和7年5月1日から8か月間貸し付ける計画となっています。

続きまして

番号4番、地図公図は戻っていただきまして19ページ、20ページになります。

●●番地、面積263m²を●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業振興公社に畠を7年8か月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。賃料は10a当たり●●円です。

公社の配分予定者は●●の●●さんで、桃の栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農用地利用集積等促進計画に基づき令和7年5月1日から7年8か月間貸し付ける計画となっています。

続きまして

資料14ページをお願いします。

番号5番、地図公図は21ページ、22ページになります。

●●番地ほか3筆、合計面積1181m²を●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業振興公社に畠を12年8か月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。賃料は10a当たり●●円です。

公社の配分予定者は●●の●●さんで、アーモンドの栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農用地利用集積等促進計画に基づき令和7年5月1日から12年8か月間貸し付ける計画となっています。

続きまして

番号6番、地図公図は飛んでいただきまして最後のページ52ページ、53ページになります。

●●番地、面積489m²を●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業振興公社に畠を10年8か月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。賃料は10a当たり●●円です。

公社の配分予定者は●●のさんで、そばと野菜の栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農用地利用集積等促進計画に基づき令和7年5月1日から10年8か月間貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本農用地利用集積計画を承認することに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 12 号)

【議長】

議案第 12 号、令和 7 年度甲斐市農繁期労働賃金標準額の件を上程致します。

事務局に説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 15 ページをご覧ください。

令和7年度 甲斐市農繁期労働賃金標準額の件についてです。

こちらは、これから農繁期を迎えるにあたり、農作業をお願いした時の賃金標準額を、市農業委員会として毎年この時期に取り決めて公表しているものです。

例年他市町村の金額や社会情勢の変化等を参考に決めておりますが、他市町村の金額等に大きな動きがないこと、最低賃金についても 10aあたりの単価に反映させるほどの影響があるとは考えにくいこと、昨年度に比べても平均のガソリン単価が今年度と大きく変わらないことから 10aあたりの単価に反映させるほどの影響があるとは考えにくいと思われるため、今年度は、昨年度と同額で案を作成いたしました。

なお、下の備考欄の最後の項目にも記載がございますが、

本表は、あくまで標準的な料金を示す参考資料であり、実際の金額は、圃場条件や作業条件など勘案して当事者間の協議により、相対で決めていただることを前提としております。

この件については、本日の総会で決定いただければ、広報5月号とホームページにて農業者の皆様へ周知いたします。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

	<p>これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。</p>
【●●委員】	<p>ここにいう一般作業とは、どのような作業を想定しているのか</p>
【事務局】	<p>草刈り等の軽作業を想定しております。</p>
【議長】	<p>その他、ご質問等ございますか。</p>
【●●委員】	<p>コンバイン単価は 19,500 円と記載があり、乾燥は除くとされているが、乾燥する場合 1kg あたりどの程度の単価を想定しているのか。</p>
【事務局】	<p>乾燥につきましては、梨北農協のカントリーエレベータの単価に準じることとしておりまして、水分量が 18%以下の場合で 1kg あたり 36 円、18%を超えるものについては 1kg あたり 39 円となっております。</p> <p>なお、この金額は 2 月に調査を行った際の金額であり、変更となる場合もございますので隨時梨北農協にお問い合わせをいただければと思います。</p>
【議長】	<p>その他、ご質問等ございますか。</p>
	<p>質問がないようでございます。農繁期労働賃金の件については、この案のとおり決定することにご異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>異議がないようですので、本案件のとおり決定致します。</p>
	<p>それでは次の議案に移ります。</p>
(議案第 13 号)	
【議長】	<p>議案第 13 号、甲斐農業振興地域整備計画の変更の件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
【事務局】	<p>はい議長。</p> <p>農業振興地域整備計画につきまして、甲斐市長より意見聴取の依頼がありました。</p> <p>農業振興地域の整備計画は、農林振興課農林総務係で事務を行っておりますので、内容説明については農林総務係職員の入室を認めていただき、担当職員より説明をさせていただきたいと思いますのでお願いしま</p>

す。

【議長】 事務局から、担当職員による説明の申し出がありましたので、職員の入室を認めます。

(農林総務係、入室)

それでは、説明をお願い致します。

【農林総務係】 はい、議長。

農林振興課農林総務係長の高橋です。こちらが、係員の清水です。

それでは、議案第13号、甲斐農業振興地域整備計画の変更の件の説明をさせていただきます。農業委員会の貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。説明は担当の清水が行います。

担当の清水です。説明が長くなりますので、座って説明させていただきます。

最初に資料の確認をさせていただきます。資料については、事前に農業委員会の資料と一緒に送付させていただきました。農業振興地域制度の概要という冊子が一部、令和6年度甲斐農業振興地域整備計画の変更について「個別案件位置図」という別冊が一部、以上です。よろしいでしょうか。

さて、本市において、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画を策定しております。

去る、3月18日、現在の経済情勢やその他の土地利用動向の変動等により計画を見直す必要があることから、農業振興地域整備推進協議会を開催させていただきました。協議会は、●●に関係する●●の●●、●●の●●、●●の●●、●●が構成員となっており、御審議いただきました。協議会としては、今回の農振計画の変更について問題が無いとの答申をいただきました。

本日は、農振法施行規則第3条の2第1項の規定により、農業委員会に意見を求ることと定められておりますので、農振計画の変更について説明をさせていただきたいというのが、本日の趣旨でございます。

それでは、資料に基づきご説明させていただきます。「農業振興地域制度の概要」と記載のある資料をご覧ください。

資料1ページ、農業振興地域制度の概要ですが、

1つめ、優良農地を確保するために農地法と農振法により農業振興を図る制度が設けられております。各県において基本方針を策定し農業振興地域が指定されます。これに基づいて各市町村は農振計画の策定を行っております。

2つめ、市が策定する農振計画においては、優良農地について農用地区域として定め、今後の農業振興の基盤となるべき農用地区域等の確保を図っています。

3つめ、経済情勢、その他の土地利用動向の変動等により、やむを得ず農地転用を伴う農振除外を行う場合には、農用地区域以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことを基本とすることとなっております。

次に「農業振興地域整備計画の変更」についてです。

1つめ、市町村は、必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならないと、農振法で定められております。

2つめ、計画の変更のうち、農振除外をするために行う農用地区域の変更は、次の6つの要件の全てを満たした場合に限り、変更することができる、農振法に定められております。

農振除外の要件は6つあり、資料1ページ下段にありますとおりです。これらを満たすことで農振除外の見込みがあることになります。

続きまして、資料2ページをご覧ください。こちらは甲斐農業振興地域整備計画の変更概要書となります。整備計画に係る変更の経緯をご覧ください。平成17年に甲斐市の農業振興地域が指定され、毎年行う小規模な見直しである随時の見直しを、直近は、令和6年4月26日に行いました。

続きまして、令和6年度の農振計画の随時見直しについて、ご説明します。案件として30案件ございます。

(1)農用地区域からの除外ですが、29案件ございます。こちらは、個別に農振除外の申し出があり、農用地区域以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことを、書類審査等を行い、関係機関に確認し、農地転用の見込みがある案件について除外する

ものです。受付期間ですが、昨年、令和6年8月の1ヶ月間に受付しまして、相談件数については、50件程の相談がありました。

続きまして(2)農用地区域への編入の申出ですが1案件ございます。

こちらは、過去に農振除外したものの、事業予定がなくなったために農用地区域へ編入するものでございます。

続きまして、資料3ページをご覧ください。(3)土地利用計画の総括表をご覧ください。①農用地区域面積ということで、表の今回変更前と書かれた欄の数字が、現在の甲斐市の農用地区域の面積となります。続きまして、今回変更後と書かれた欄をご覧ください。今回の変更に伴い、表の農用地の中にある地目田から約1.2ha、地目畑から約3.8haが除外となり、農用地面積と農用地区域面積が約5.0ha 減少することになります。

続きまして、②各地区別の案件数ですが、竜王地区で11件、敷島地区で6件、双葉地区で12件の除外案件となります。

資料の下段、農振除外の用途別の案件の内訳といたしましては、住宅用地で20件、商業用地として2件、資材置場で5件、その他、施設駐車場等で2件の除外となり、合計29件、50,622.69 m²が除外となります。

続きまして、資料の4ページからは、それぞれの個別案件の一覧表となります。また、別冊の「位置図」については、個別案件の位置図となっており、詳細な位置、形状、地番を掲載させていただいております。

それぞれの個別案件につきましては、事前に資料を配布させていただき、お目通しをしていただいているかと存じますので、全ての個別案件の説明は、時間の関係上、省略させていただき、本日は比較的大きい規模の案件について抜粋して説明をさせていただきます。

それでは、別冊と書かれた資料により説明をさせていただいます。

7ページをご覧ください。整理番号6番、●●番地他9筆で、建売住宅25区画の計画であり、除外後の農地種別は2種農地です。●●の東250mに位置し、除外面積は 6,645 m²となります。

続きまして、8ページをご覧ください。整理番号7番、

●●番地他2筆で、建売住宅11区画の計画であり、除外後の農地種別は3種農地です。●●の北東300mに位置し、除外面積は 3,073 m²となります。

9ページをご覧ください。整理番号8番、●●番地他4筆で、建売住宅18区画の計画であり、除外後の農地種別は2種及び3種農地です。●●の北100mに位置し、除外面積は 4,986 m²となります。

11ページをご覧ください。整理番号10番、●●番地他3筆で、資材置場の計画であり、除外後の農地種別は2種農地です。●●の北250mに位置し、除外面積は 4,703 m²となります。

13ページをご覧ください。整理番号12番、●●番地他3筆で、建売住宅12区画の計画であり、除外後の農地種別は3種農地です。●●の南西150mに位置し、除外面積は 3,160 m²となります。

22ページをご覧ください。整理番号21番、●●番地他7筆で、建売住宅6区画の計画であり、除外後の農地種別は2種農地です。●●の東150mに位置し、除外面積は 5,656 m²となります。

25ページをご覧ください。整理番号24番、●●番地他14筆で、建売住宅9区画の計画であり、除外後の農地種別は1種及び3種農地です。●●の北等300mに位置し、除外面積は 3,499 m²となります。

なお、農振除外については、今後、山梨県との本協議を行い、今年の4月中旬に公告・縦覧し、申出者への結果通知を行う予定であります。その後、農地転用に関する申請によりご審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

説明は、以上となります。

御質問、御意見がございましたら、この後お受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【議長】

担当からの説明は以上です。

これより質疑に入ります。何か質疑等ございますか。

質問がないようでございます。

本案件を同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を同意することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。